

会 議 録 (要旨版)

| | | | | | |
|---|---|------------------|---|------|----|
| 会 議 の 名 称 | 令和元年度 第1回東村山市使用料等審議会 | | | | |
| 開 催 日 時 | 令和元年9月24日(木) 午後6時30分～8時15分 | | | | |
| 開 催 場 所 | 東村山市役所いきいきプラザ3階 マルチメディアホール | | | | |
| 出 席 者 及 び 欠 席 者 | <p>●出席者：</p> <p>(委 員) 鈴木委員(会長)、吉井委員(職務代理)、小山委員、谷委員、長谷川委員 松村委員、森委員</p> <p>(市) 渡部市長、荒井副市長</p> <p>(所 管) 野口会計管理者、浅野井財政課長、武藤総務課長、湯浅総務課情報公開係長 星野下水道課長</p> <p>(事務局) 間野経営政策部長、河村経営政策部次長 笠原企画政策課長、長谷川企画政策課課長補佐、東企画政策課主査 中田企画政策課主任</p> <p>●欠席者：増田委員</p> | | | | |
| 傍 聴 の 可 否 | 可 | 傍聴不可の場合 はその理由 | / | 傍聴者数 | 1名 |
| 会 議 次 第 | <p>1 開会</p> <p>2 市長挨拶</p> <p>3 諮問</p> <p>4 審議</p> <p>5 報告</p> <p>6 その他</p> <p>7 閉会</p> | | | | |
| 問 い 合 わ せ 先 | <p>東村山市使用料等審議会事務局 (東村山市経営政策部企画政策課)</p> <p>住所：〒189-8501 東村山市本町1-2-3 電話：042-393-5111(内線2212・2213)</p> | | | | |
| 会 議 経 過 | | | | | |
| <p>1 開会</p> <p>2 市長挨拶</p> <p>【市長】</p> <p>・本日は大変お忙しいところ、本年度第1回の東村山市使用料等審議会にご出席いただき、感謝申し上げます。</p> <p>・本日の審議内容については、情報公開手数料としてこれまで1件につき100円をいただいていたが、東京都が手数料を廃止したこと、そして26市でも手数料をいただいている市が当市と昭島市しかなかったという状況、また、基本的に公の情報とは市民のものであるという考え方から、東村山市においても廃止にさせていただきたいと考えているので、よろしくご審議をお願いします。</p> <p>・もう一点は、昨年度から懸案となっている使用料・手数料の基本方針の見直しについてである。新地方公会計制度による平成29年度版の財務諸表がとりまとめられた。これらに基づき、今後、施設使用料の考え方をどうしていくのか、特に論点としては、算定の際の減価償却費の考え方をどのようにしていくかということについて、本日結論をいただくというわけではないが、議論を</p> | | | | | |

深めていただければと考えているので、よろしくお願ひ申し上げます。

3 諮問

○市長より会長に「情報公開手数料改正について」の諮問が行われた。

【諮問理由】

情報公開手数料は、東村山市情報公開条例の制度化に向けて平成10年8月19日に貴審議会に諮問をし、諮問どおり手数料を設定すること（市民か否かを問わず、公開文書1件名につき100円。）が妥当との答申を頂いた。この答申を受けて、市民か否か事業者か否かに係わらず、公開をうける方からは公文書1件名1回につき100円の手数を徴収することを規定して、平成11年7月1日から東村山市情報公開条例は施行した。そこから現在まで手数料の改定は行っていない。

しかしながら条例の施行から20年が経過し、東京都が平成29年7月1日から公文書開示手数料を廃止したことや、多摩26市のうち情報公開手数料を市民についても有料と規定しているのは昭島市と当市のみとなっていること、さらに「東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例」の自治を進める基本原則として「市民との情報共有」をあげていることを踏まえると、情報公開制度の一層の推進のために手数料見直しが必要と考える。

このたび、市民の市政への参加をより促進し、もって公正で開かれた市政運営を推進するため、「東村山市に在住・在勤・在学の方及び市内の事業者・団体等については公開手数料を無料」とする手数料改正をいたしたく、その是非についてご審議をお願いする。

4 審議

○事務局より情報公開制度および「情報公開手数料改正について」の諮問理由の概要をはじめ、用語の説明、改正案のポイント、現条例の情報公開手数料規定、納付金額の変化、他自治体の規定状況、情報公開請求数および納付金額の推移、本改正案とした理由について説明を行った。【資料（情報公開手数料の改正案）】

【委員】

・基本的に、情報公開をお願いした場合は、市役所に来て見せていただくことになっているということの良いか。

【事務局】

・お見込みのとおりである。

【委員】

・研究目的で、全国の200自治体くらいに、学校の施設台帳のデータの取得をお願いしたときに、自治体によって情報公開の仕方が千差万別であった。横浜市などいくつかの団体は、情報公開専用のサイトで簡単な登録をすると、個人のID、パスワードが発行されて、以降はそれで全てやり取りができる。学校施設台帳は特段個人情報等で消さなければいけないものもないという理由もあったかと思うが、1～2日くらいで依頼した電子メールに添付したかたちで返信していただけたということ非常に助かった。一方で、残念ながら、来庁してその場で見るだけで、写すのは不可、という自治体もあった。非公開情報を含まない類の情報が、そんなに厳しい詮議がないと公開されないというのは、政府が進めているデジタル・ガバメントであるとか情報公開には程遠いという気がした。もちろん、その情報を得ることによって利益を得るのだから、当然払うべきコストだというご意見もあろうかと思うが、一方で、そういった研究目的ではない純粋な東村山市民の方はどうなるのか。ある意味行政側は独占的にサービスを供給しているので、市民は来いと言われれば行くしかない。そのときに、行政側のコストという部分も確かにあろうかと思うが、それ以外にサービ

スを利用される方のコストというものが、はたして考慮されているのかどうか、非常に疑問に思っている。来なければ情報は提供できないということについて、利用者側のコストもお考えいただいたうえで、根本からお考えいただければと思った次第である。

【所管課（総務課）】

・オンラインだけでやりとりをするシステムはいくつかの自治体で始まっている。ちょうど東京都が29年に手数料を無料化したときにオンラインのやりとりだけで情報公開するという情報提供サービスを始めている。26市では狛江市だけが同様のサービスを以前からやっている。

・東京都の情報提供サービスは、ほとんどが事業者からの請求であり、平成30年度で言うと1千件以上あったと伺っている。

・東村山市の状況だと、市民の個人の方からの情報公開請求が6～7割を占めている。事業者は4割くらいである。市民の請求者の方は、お見かけしたところ60代以上と思われる方や市議会議員の方が比較的多いということがあり、市役所に1回来てその場でコピー代を払って写しを受け取るということが大変なので制度を変えて欲しい、という話はあまり伺ったことはない。ただ、会社勤めの方など、来ていただくのが大変な方もいらっしゃるので、請求書の受付は電子申請やFAX、郵送でも可能となっている。公文書のコピーが欲しい場合、受取りは郵送でもできるようにしている。ただ、郵送する場合には、コピー代と郵送料を定額小為替もしくは現金書留で先に送っていただくという制度なので、そこに時間や手間がかかり大変だというお声をいただくところである。

・現在、東京都の自治体は共通した電子申請システムを使っているのだが、もし今後、これに各種利用料金の支払いが受け付けられる機能が追加されれば、それを使ってコピー代をいただき、オンラインだけでのやりとりが可能になると考えている。

・いろいろな方から何回も請求が続くような資料については、非公開情報が何も入っていないければ、情報提供に切り替えて欲しい、もしくは図書館や情報コーナーで誰でも見られる資料として欲しいということは、情報公開係から所管課に以前から交渉しており、だんだんこういう資料が増えてきている。

【会長】

・これからの状況によってさらに検討していくということである。

・現行、市民か否かを問わず、公開文書1件名につき100円を徴収している情報公開手数料を、東村山市に在住・在勤・在学の方及び市内の事業者・団体等については無料に改正する諮問をいただいているが、特にご異議がなければその方向で答申としたいが、よろしいか。（各委員、異議なし。）

【会長】

・情報公開手数料改正についての審議を終了し、答申(案)の作成に移ることとする。なお、答申(案)は、私(会長)と事務局に一任していただき、答申(案)を各委員へ送付し、意見を反映させたものを採用することによろしいか？（各委員、異議なし。）

【会長】

・続いて、審議事項の2つ目「使用料・手数料の基本方針（改訂版）の見直し」に移る。

○事務局より、平成29年度決算における財務書類について報告を行った。【資料（貸借対照表）、（行政コスト計算書）、（純資産変動計算書）、（資金収支計算書）、（平成29年度東村山市統一的な基準による財務書類【概要版】）】

【委員】

- ・検討スケジュールの中に、数値を使ったシミュレーションとあるが、30年度、31年度の数字はいつごろ示されるのか。
- ・「平成29年度東村山市統一的な基準による財務書類【概要版】」の中で、貸借対照表は全国の公会計基準に則ったものであろうかと思うが、具体的な評価はどのような方法でされているのか。たとえば、建物などについては減価償却の方法によって算出できると思うのだが、固定資産のうち土地については、市の固定資産台帳の数字を使っているのか。
- ・特にインフラ資産については、市道はどうかたちの評価をしているのか、もしくは入っていないという考え方もあろうかと思う。そういった情報をこの4表とあわせて示しておかないと、今後混乱すると思われるので、もし検討スケジュールの課題に入れ込めるようであればご検討いただきたいと思う。

【事務局】

- ・検討スケジュールにある数値を使ったシミュレーションについては、29年度決算の財務書類の数値をベースにシミュレーションさせていただきたいと考えている。
- ・有形固定資産の考え方については、固定資産台帳の整備は完了しているため、その数値を使っている。
- ・インフラ資産、特に市道部分については、原則として、取得価格が判明しているものは、取得価格で計上している。ただし、いつ市道になったか明確でないもの、または市道認定できたときの取得価格が不明なものは、備忘価格で計上している。

【委員】

- ・たとえば舗装されている市道と砂利の市道では、市でかかったお金が違うということで評価が違う。それを評価するためには、いつ何をどういう風な整備をしたのかということすべてを出さないと算出できないという状況であった。そこまで全てやりましたということなら、バランスシートに当市の資産が全て出ていると言えると思うが、載っているものもあれば載っていないものもある、ということであればあやふやになってしまう。統一的な基準を定めた方がいいのではないかと思うので、よろしく願います。

【事務局】

- ・固定資産台帳を整備したときの当市としての策定ルールを決め、取得価格が判明しているものについては取得価格、わからないものについては備忘価格でということで、2年間かけて実施した。毎年度減価償却に基づいて台帳の更新はしているが、大規模な修繕や改修をした場合に、取得価格ないし価値が上がるかというところに関しては、今後の課題と認識している。

【委員】

- ・行政コスト計算書と資金収支計算書を拝見すると、行政コスト計算書だと減価償却費が約15億あり、資金収支計算書では投資活動収支の中の公共施設等整備費支出が約18億もある。単純に考えると、市が抱えている公共施設が約15億目減りして、新たに約18億投資されているというように財務諸表上では見える。建物をできるだけコンパクトにしていくという施策を進めていると伺っている一方で、字面だけ見ると公用資産が増えているように見えてしまうが、これはどのように解釈したらよろしいか。

【事務局】

- ・当市としては、公共施設等総合管理計画を公表し、今後の資産マネジメントに関しては、今ある施設の更新に備えるためにも新たなハコモノを作っていくことは難しいという方向性を出している。
- ・29年度決算財務書類上の公共施設等整備費支出に対し、減価償却額を上回っている主な理由としては、

有形固定資産の増減が考えられる。特に大きかったものとしては、28年度から3年間かけて本庁舎の耐震補強工事を行った。3年間で20億弱かかったかと思うが、そのうちの29年度分における本庁舎耐震工事費の建設仮勘定が計上されている。29年度は仮勘定であるので、30年度資産の方に移行していくものと考えられる。また、用地売却に先立つ、インフラ資産の売却や目減り、あるいは小学校の特別教室に空調設備を設置したことに伴う建物付属設備の新たな増が、増要因である。一方で、インフラ資産については、道路整備事業や用地取得に係る建設仮勘定があり、全体としては公共施設整備費支出が増えているが、新規にハコモノを作ったということではない。

【委員】

・よく理解できた。これまでの歳入歳出計算で現金収支でないものが公会計で見えるようになり、その最大のポイントはこういう資産の情報であるし、その資産が行政コスト計算書に出てくるわけだが、その内訳を知りたくなると思う。総務省でお示しになっているように、財務4表は最低限で、それ以外にも付属明細や固定資産台帳を積極的にお示ししていただくと、今のように説明していただかなくてもわかると思い、質問させていただいた。

【会長】

・いずれにしても、30年度決算に伴う財務書類も明細表をつけて公表されるということだと思うので、お願いする。

○事務局より「使用料・手数料の基本方針（改訂版）」の見直しについて、現行の基本方針に基づく算定方法と見直しの論点の説明を行った。【資料（令和元年度第1回使用料等審議会）、（見直し課題の検討（見直しの論点））】

【委員】

・公共施設において、利用を希望する時間帯は集中すると思う。使用料算定にあたって、稼働率はどのように反映するのか。

【事務局】

・ご指摘のとおり、公共施設の稼働率は曜日、時間帯によって異なる。しかし、開館にかかるコストという点で申し上げると、利用されている時間と同様に、利用されていない時間にもコストがかかっていることから、稼働率はひとつの目安にはなるものの、施設使用料に関しては全体に係るコストの中で考えていかなければならないと考えている。

【委員】

・減価償却の算定方法だが、使用料を算定する場合の減価償却と財務諸表に載っている減価償却は別だという説明だったと思う。また、減価償却費が0になったらどうなるか、というお話があったが、補助金を前提としているため本来の減価償却費よりも安い。たとえば建て替えをするとなったときに、はたして補助金がもらえるのかということ、必ずしももらえるとは限らないと思うので、その場合に、耐用年数が過ぎたので減価償却費は0とするのはおかしい気がする。もともと減価償却費の算定方法が、多分補助金をもらえるだろうという曖昧な方法であって、実際の原価で計算したら全く違うということを多少は考慮して使用料算定をする必要があるのではないかと思う。残念ながら東村山市の財政状況はそれほど潤っているわけではないので、単純に、そんなに簡単に下げはいけないのではないかという思いが強い。何年前かに、使用料の大幅な見直しがあって、それは稼働率を上げるためにはどうするか、下げれば上がるだろうという発想で、非常

に疑問があったのだが、実際に下げたみて、稼働率がその分上がったかと言えば、とてもその分なんて上がっていない。そういう事例があったので、使用料の上げ下げは慎重に考えなければいけないと思う。

【事務局】

・我々としても、使用料を下げれば稼働率が上がるということではなく、公共施設マネジメントの中にもあり、市民の今のニーズに合った公共施設として、施設の価値をどう高めていくかということを検討している。委員ご指摘のとおり、償却し切って安くなるということではなく、市として今後もこの公共施設は使っていくというものは、大規模改修やメンテナンスを考えているので、その際には新たな価値が生まれたということで取得原価を改正するという考え方も先進自治体ではあることから、現状今の段階でどういう減価償却の方法が良いかという答えは出ていないが、委員のご発言も含めて、今後事務局としても検討して案をまとめていきたいと考えている。

【委員】

・基本的なことだが、使用料は公民館などの公共施設に対してのものか。廻田町や恩多町などにふれあいセンターがあるが、そこは別か。

【事務局】

・当市には5館のふれあいセンターがあるが、運営形態としては指定管理者制度を採用していることから、あくまでも市民協議会で決定した利用料に基づいて、我々の方で確認をしていくという状況である。

【委員】

・減価償却を原価に算入するという考え方はあると思うが、一方で、建物を建てる時に仮にかなりの部分で公債が財源として上がっている場合、なおかつその公債を減価償却と同じような速度で償還していたとすると、減価償却を原価に算入するのはある種の二重取りのようなことが起きてはいないかという心配がある。もちろん起債の充当等で一概には言えないが、一般論としてそういう可能性があり得るのではないかということで、そのあたりのご議論をお願いしたいと思う。

・そもそも減価償却は残存率をどうするという議論の前に、均等償却ということで、施設が新しいうちに利用される方も、老朽化してから利用される方も同じ減価償却費で使用料をとられる。これは利用者の感情として、世代間の不公平感があるのではないかという懸念もある。

・仮に減価償却費が0になってしまったような公共施設が利用に供するということが起きており、かつ、途中で大規模改修等適切なメンテナンスが行われていなかったとすると、安心安全の観点から心配がある。会計談義や料金体系以前の問題で心配になるが、大丈夫であるか。仮に途中で大規模改修が行われていけば、そこで資産形成がされて減価償却が発生するはずなので、理論上は利用に供されている公共施設の減価償却が0になることは有り得ないのではないかと思う。そういうことも安全面から心配になったので、同時にご議論いただきたいと思う。

【事務局】

・バランスシート上の公債費と減価償却の考え方については課題であると認識している。一方で、建設地方債であれば、発債に関して一定のインフラ資産を形成していることから、バランスシート上の資産、コストという点では一定のバランスがとれていると考えている。ただ、やはり減価償却も含めた公債費等の考え方というのは課題だと思うので、今後も先進自治体や総務省の考え方等を参考にしながら考えていきたいと思う。

【委員】

・見直し課題の検討（見直しの論点）について、本日は共有をするということによろしいか。

【事務局】

・委員お見込みのとおり、本日は主要な論点について3つに絞った上で、次回この論点に沿って数値を使ったシミュレーションをしていきたいと考えている。

【委員】

・先進市の財務諸表の活用についての例を挙げていただいた。近隣市の状況も勘案して、という説明もいただいたので、ぜひ次回の数値を使ったシミュレーションまでに、近隣市の活用事例を参考資料としてお願いしたいと思う。

【事務局】

・総務省からは当初、財務諸表を作るだけでなく活用を、ということがあったが、あくまでも財務諸表というのは財政の健全化を市民の皆さまにお示しする書類であり、どうかたちでその数字を判断していくかというのは行政の判断というところもある。現状、公会計の数字を使って使用料等を含めた先進的な取組みをされている自治体というのは、私どもが把握する限りは全国的にも多くないことから、参考になる事例があれば次回お示するとともに、あくまでも本市としての考え方をベースに次回の資料をお示したいと考えている。

【会長】

・今日の議論は、今後この三つの論点に沿って整理を行っていくということで良いかということである。今あったご意見は、もちろん減価償却の部分もあったが、全て論点1の財務書類情報の活用の部分になると思うので、これに追加するものはないと思うがよろしいか。（各委員、異議なし。）

【会長】

・主要な論点で整理を行いながら、今回は数値を使ったシミュレーションを行うということである。委員からの質問が出ているように、できるだけ明細がとれれば、用意していただくということにする。

5 報告

○事務局より「消費税率改正に伴う下水道使用料の改正」については、使用料等審議会条例の第2条第2項第1号の「法令の規定に基づき算定される使用料等」に準じた取扱いとし、審議案件とはせず報告案件として説明を行った。

【事務局】

・下水道使用料については、令和元年10月1日から施行される消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、下水道使用料に含まれている消費税相当額が、令和元年12月分から10%が適用される。なお、下水道使用料の本体価格に変更はない。

・検針日が偶数月のお宅と奇数月のお宅に分かれているため、検針日が偶数月で12月に行われる場合、11月分は8%の消費税相当額、12月分は10%の消費税相当額が表記され請求されることになる。また検針日が奇数月で1月に行われる場合については、12月分と1月分が10%の消費税相当額が請求されることになる。

・市民への周知については、市のホームページでは9月24日より、水道料金を所管する東京都水道局のホ

ホームページでは9月17日より、掲載している。また、この後10月と11月に行われる定期検針時には、各戸に周知ビラを配布する予定としている。

【会長】

- ・ご質問等がなければ、報告を終了する。(各委員、了承。)

【会長】

・地方公会計に関連する各ご質問については、回答は必ずしも一つではなくて、実務上は各自治体によって違う場合も有り得る。そうはいつても、この基本方針は一定のところでは答申を出していかなければいけないということで、できるだけ情報を集めていただき、提供していただきたいと思う。

6 その他

【事務局】

・次回から具体的に使用料について検討していただくわけだが、今日説明したのは、まず基本的な考え方をどうするかということである。ただ、これを公会計に当てはめたかたちで適切な単価が出せるかという、なかなか難しいところがある。今回は他市の状況等を調べてお示しするとともに、現行の使用料と公会計を当てはめてみた中で、ものすごく開きが出るということも想定されるので、それも参考として、また、市としてどういう方向に向かっていくのかを含めた中でご意見をいただければありがたいと思うのでよろしく願います。

【事務局】

・使用料等審議会の開催については、本日いただいたご意見を踏まえ、資料が整い次第、あらためて日程調整を行う。

7 閉会